

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視察地	兵庫県 洲本市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024 年 7 月 9 日 (火曜日) 9 時 30 分		
視察内容	はじめに洲本市議会議長の挨拶の中で、ハラスメント条例の制定は全国で 32 番目、兵庫県で一番目に制定され抑止力があつたが、令和 6 年 1 月に職員へのセクハラと認定された事案が発生し全国報道にならない日はなかったことを聞きました。また、説明に対応していただいた小松議運委員長より議会基本条例の制定経過を伺いました。平成 20 年頃に連合町内会より議員定数の削減の要望があり、議論を進めていく中で議員の人数に関係なく市民にどうすれば議会活動を理解してもえるか議論をした結果、議会の広報活動を通じて成果を形にしようということから議会基本条例を制定されたとお聞きました。全国では条例の前文を置いているところが多いなか洲本市として前文はあえて置かず個々の条文でしっかりと規定し、市民には逐条解説を作成し読んでいただいたそうです。また議員間討議はなかなか実施できなかったが、今は各委員長より討議の投げかけをしてできるだけ行うように努めていました。倫理に関する規定は、平成 9 年に制定した政治倫理条例をそのまま引き継いでいました。本市でも議員間討議ができていないため、検討しなければならない案件であったことから、とても参考になりました。つぎに、ハラスメントについて条例を立ち上げる時に検討委員会の委員長をされた近藤議員より縷々説明を受けました。洲本市議会のハラスメント防止条例の特徴は、議員から議会事務局職員を対象とされていたことでした。事務局職員は議会をサポートする側であり対立する関係ではないけれども守られなければならないということから政治倫理条例の規定に沿って条例制定されていました。ハラスメントの定義については、人事院規則の定義を定めており、議員を制裁的公表の対象とされ違反行為の要件が明確になるよう慎重に規定内容を協議されていました。ハラスメントが発生した際、事実確認に関する取り組み方は、申出者から事実を伺い決して漏れることのないようにし、議員に確認する際には議運委員長と事務局長が対応されました。このことは市側の顧問弁護士より 2 人で事実確認した方が良いと助言があつたそうです。そして会派所属人数に応じて 6 名で構成されたハラスメント審査会を設置・調査。2 次被害がないように条例で規定されていました。(6 名の人選はなるべく議運とかぶらないようにしているが会派によってはかぶることもあるようです) つぎに、事務局長よりこれまでハラスメント事案の発生が 2 件ほどありその内容についてお話がありました。 2 件とも職員へのハラスメントであり、パワハラとセクハラでした。1 件目は加害者の議員が一般質問において憶測や推測で発言し、あたかも既成事実のような印象をあたえる質疑の内容でした。2 件目は、ある議員が女性職員の身体に触れる事案でした。これは多くの目撃者がいて聞き取りを実施。顧問弁護士に相談したところ、1 件目については、本会議での質疑内容が広まり精神的・身体的苦痛を感じる可能性もあることからハラスメントに該当になるのではないかと。2 件目は、問題なくハラスメントに該当するとのこと		

(様式)

でした。また、弁護士から秘密保持に関する誓約書（資料３）に６人の審査会の委員に記入してもらいタブレットではなく提出してもらった方が良いとの助言もあったそうです。その後の調査結果として１件目は認定されず、２件目はセクハラと認定されました。１社のみ実名で新聞記事になり議長が最初に言われた内容だということがわかりました。その後、議員から謝罪したい旨の意思確認ができ謝罪の場を設けたそうです。

今後の課題として、条例に罰則規定をもうけるかどうか検討したけれども氏名の公表が罰則になると考え、とくに罰則規定を設けずに条例を施行されたそうです。ただ今回の事案を通して、秘密が守られず２次被害が起きるのではないかなどの懸念があったことや条例自体が守られていないというすき間があることから条例の一部を改正する必要があると言われていました。条例を守られないのであれば、罰則規定をもうけても致し方ないとも言われていました。

いろいろお話を伺い、どの議会でもあり得る事案だと思いましたが、女性職員の不快などを思うと同じ女性としてもっと声をあげていかなければいけないと感じました。

また議会事務局の早急な対応に頭が下がります。１月に起きたセクハラに関して謝罪まで約１カ月の期間を考えますと審査会の迅速さが求められ、専門的意見の必要性は重要であると認識するとともに抑止力となるハラスメント条例もしくは要綱は早急に制定するべきと思いました。本市にとって条例なのか要綱なのかを今後しっかり議論する必要があると思いました。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視 察 地	三重県 四日市市		
調 査 事 項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024 年 7 月 10 日（水曜日） 9 時 30 分		
視 察 内 容	四日市市は、施行時特例市・保健所政令市の認定を受けており有数の工業都市で近年は工場夜景の観光地となり萬古焼も有名で、かぶせ茶というお茶の生産地でした。人口約 31 万人、議員定数 34 人と本市とはほぼ同じ規模でした。議会の概要も伺いましたが、常任委員会が任期 2 年ですが議運の任期が 1 年となっており理由は不明ですが驚きました。また、事務局の構成人数は広報広聴係が他の係より人数が多いのも特徴的だと思いました。さらに市議会の情報はポケットティッシュの裏側に SNS の QR コードをいれており、この案はとても良いと感銘を受けました。本市にも是非このような発信を希望します。議会基本条例も本市と同じ平成 23 年に施行されていました。議会体制に驚いたことが何点かありました。一つ目は今後の議会のあり方として基本方針の 3 本柱に議員間討議の活性化が入っており、政策立案や政策提言に重きを置いていること。四日市市では委員間討議を持つことの意識は高いと感じました。本市でも議員間討議についての必要性は感じていたところですので検討するべきと思いました。また 8 月に決算委員会をしていることから必要なことを取りまとめ、次回の予算の提言にもつながっていると聞きして凄いい取り組みと思いました。執行部も従わざるを得ないそうです。例えば、降水帯など雨水対策を委員会として調査・視察し条例を作ろうとされていました。驚いたことの二つ目は、定例会は年 1 回で会期を通年とする、全国初の通年議会を導入されていたこと。これによって専決処分などがあった場合は議長の権限で開会し常に審議できるようになったそうです。三つ目は、議員は市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めることを定めた「市議会政治倫理要綱」を平成 10 年に定め、議会基本条例の制定より随分前に定められていたことです。四つ目は、議員政策研究会を平成 17 年に設置し、全議員で構成して市政の課題を共通認識とし、政策立案機能を持ってテーマごとに分科会を設置して原則 1 年として調査研究をされていたことです。必要があれば執行部の協力もいただき、分科会の定数を設けず政策立案機能の向上を図られていました。報告書を取りまとめて必要があれば特別委員会の設置も可能で、市長に政策提言を行うという素晴らしい議員政策研究会の内容でした。テーマを設置して議論したのは平成 20 年からですが、これまで防災対策、BCP などのテーマで議論されていたり、今年度は夫婦別姓についてのテーマで勉強会を行っているそうです。期間も単年度もあれば 2 年かかる場合もあり、こういったことが議員の資質向上になっていると伺いました。全議員が一堂に介して時の課題や共通の課題に政策立案に向けて話し合いをされていてテーマによっては分科会が必要ではとの意見もあるそうです。また、年 1 回テーマを募集して政策研究会を設置していました。当年度中に議論を終結するものだそうですが、そうとも限らず、ハラスメントも 1 つのテーマとして定められたものでした。令和 2 年度に「議会改革事例研究分科会」の存在があり、その中で職員に対するハラスメントを防止するため先進事例をあげて具体的な行動基準を定め、令和 3 年に議会改革検討会を設置して、議員間、議員と職員のハラスメントを放置せず防止及び排除のために条例骨子・素案を策定することを決め制定に至ったとお聞きしました。そして「四		

(様式)

日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例」を議員提案により令和4年3月に制定施行されていきました。

ハラスメントの定義については東京都の狛江市・埼玉県川越市を参考にされていきました。

また議長の責務についても相談体制の整備など具体的に規定しており、議員の責務については、①ハラスメントは当事者の意図とは関係なく生じることを認識すること②職員および他の議員を個人として尊重することを通じて誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならないこと③ハラスメントの事実が疑われる際には自ら誠実な態度で説明責任を果たさなければならないこと④ハラスメントに遭遇した際には、行為者に厳に慎むべきと指摘しなければならないこと等定めていました。非常に重くかつ重要な責務内容と感じました。さらにプライバシーの保護や研修等の実施についても定められていました。今後の課題としては、条例を制定して終わりではなくハラスメントの防止及び排除のために今後も実効性のあるものにする取組みや構築することが重要であると言われていました。そのうえで防止及び排除に向けて一歩深めたものとして、令和5年度には条例を実効性のあるものにするために「四日市市議会ハラスメント防止のための行動指針」を制定されていきました。条例制定によってハラスメントに対して意識の醸成が図られたとお聞きしました。事案が発生した場合の対応として、ハラスメント問題はどうしても法的な問題も含まれることがあるため、市が契約されている顧問弁護士からアドバイスをいただいていたいました。予算は今のところ計上していないが今後の検討事項になると感じました。条例制定の一番の目的は抑止力であるとの言葉が印象的でした。

また、条例の中に制裁の措置を設けることがよいのか議員間で話し合われた結果、氏名の公表などはしないことになったそうです。なぜなら処罰の前提よりもハラスメントの未然防止に重きを置いた条例であるからでした。現在は代表者会議で話し合いをしながら、条例の内容のバージョンアップをしていくこと等の議論を行っていると同いました。

ハラスメントの相談があった場合、事務局が被害の調査および対応をして謝罪など当事者の要望を聞いて議長へ報告をされていきました。事務局は事実確認までの作業となります。その後は議長のしきりでハラスメントと認定するかどうかなど顧問弁護士に聞きながら決めるそうです。最後に本市において今後検討しなければならない重要なことの一つにハラスメント防止に関して条例か要綱の制定にするかについてですが、四日市市では処罰なら条例の制定となるため、要綱で良かったのではとの意見や考えもありましたが、要綱ではなく条例にした経緯は、議員としてハラスメントはあってはならないということが議論されたこと、先ほども申したように抑止力・未然防止に重きを置くことが目的とのお考えから条例制定にしたと同いました。このことは本市においても重要な論点項目のひとつになることから貴重な考察を伺うことができ、大変参考になりました。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高花 えいこ
視察地	長野県 長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて		
視察年月日	2024年7月11日(木曜日) 9時30分		
視察内容	長野市議会では「長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱」の制定について、事務局次長より説明を受けました。はじめに要綱の検討の経過について伺いました。令和3年8月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正する法律」の施行に伴いハラスメント防止のための倫理規定の整備、議員向けの研修などを推進していくことを決めた矢先、同年9月の定例会の一般質問において議員から威圧的な発言があり市長より注意してほしい旨の申し入れが議長宛てにあり計10回にわたり検討された経緯がありました。改正された法律の内容は「地方公共団体の議会が政治分野における男女共同参画の推進について積極的に取り組むこととする」また「セクハラ・マタハラの発生の防止を図るとともに、その問題の発生の防止に資する研修の実施、その問題に係る相談体制の整備などの施策を講ずるものとする」などとしており、さらに「各市議会におかれましても同法改正の趣旨を踏まえ、各市の実情に応じて、適切な対応にご配慮」と明記されました。概要として「家庭生活との両立支援のための体制整備」(議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など)とあり、欠席事由の拡大について長野市議会は会議規則を令和3年3月に改訂して育児・介護の項目を既に入れていました。また新設された第9条にセクハラ・マタハラ等への対応についても明記されており防止に資する研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずることなどがありました。市長部局ではセクハラに関して要綱を定めていましたが、セクハラのみと限定されていたためにハラスメント防止のために見直しが必要だったことから同時に改正をされたそうです。つぎに要綱の目的として前述の法律第9条の規定に基づき、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要事項を定め、もって健全な議会活動を確保することを目的(第1)に人事院規則や他の自治体を参考に要綱を制定されていました。定義(第2)については①ハラスメント②セクシャル・ハラスメント③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント④パワーハラスメント⑤ハラスメントに起因する問題の5点にわたって定めていました。それぞれ細かく説明を付けた要綱でした。また3,議員の責務、4,議長の責務5,苦情相談等の処理6,プライバシーの保護等7,準用8,研修等9,補則の全部で第9号までの要綱でした。ただ、修正がすでに行われ、定義の適用される場面を明確にして、モラハラを追加、またハラスメント調査委員会を設置することなどを追加され修正をしていました。氏名の公表については削除されていました。削除の理由は、条例ではなく要綱なので定めるものではないとの判断でした。当初、会派代表者会議で協議をしていたところ、決定機関ではないこと、無所属議員が参加できないこと、男女比が偏ること等が危惧されることから調査委員会の設置に至ったそうです。委員会は11人で構成され各会派から1名以上を指名し、評決は全会一致とし会議の公開、ただし秘密会もある等の確認事項を決めていました。中立性の確保の面から見ても調査委員会の設置は妥当と思いました。要綱の制定であっても事案が発生した場合、法的な問題に触れるため専門的なご意見を聞いて		

(様式)

いく必要があります。手続きを踏まえ双方の言い分を聞き第三者、協議調整の場として委員会の役目を果たしたうえで処分については議運が決めることになっていました。

本市において、条例の制定がいいのか、それとも要綱にするのか、これからの議論となりますが、いずれにしても議会基本条例の改正時期に来ていることは間違いないと感じています。旭川市議会には政治倫理規定に関する条例等はないことから、議論して今後必要と判断した場合には何らかの形で定めた方が良いと思われます。また、本市の議会基本条例でハラスメントについて追加する時期なのかもしれないと痛感します。氏名の公表などについても慎重に議論を進めながらハラスメントの未然防止策・抑止力となるような制定の方向で議論を進めていかなければならないと三市を視察して強く思いました。たとえ条例がなくてもハラスメントに関わる研修をもっと実施しなければならないことも痛感します。同時に市民の代表として市議会の未来を健全にしていくためにも女性の声をもっと出していかなければいけないということも強く感じました。この度、議運の一員として視察に行かせていただき貴重なお話を各市で伺いとても勉強になりました。本市に少しでもお役に立てられるように努めて参ります。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。